

ニッケグループ贈収賄防止ポリシー

1. 基本方針

ニッケグループ（以下「当社グループ」といいます。）は、「人と地球に「やさしく、あったかい」企業グループとして情熱と誇りを持ってチャレンジして行きます」との経営理念に基づき、グループの各企業が、理念に示した「みらい生活創造企業」にふさわしい、魅力的な事業の創造にチャレンジしています。

当社グループは、企業が持続的に成長・発展するためには、顧客、取引先、従業員、社会、株主などのステークホルダーからの信頼を得ることが不可欠であり、その信頼の基盤は、ステークホルダーに対して「誠実な経営」であることと、法令遵守レベルを超えて「倫理的に行動すること」であると考えています。

当社グループは、全役職員が、常に法と社会規範を遵守するための基本的考え方として「企業行動規範」を、それに基づく具体的な行動基準として「企業行動基準」を制定していますが、これらを補完するため、「ニッケグループ 贈収賄防止ポリシー（以下「本ポリシー」といいます。）」を制定して、これを公開するとともに、グループ一丸となり贈収賄行為防止に向けて取り組んでまいります。

2. コミットメント

当社グループは以下の基本的な考え方にに基づき、贈収賄防止に関する取組みを徹底することを表明します。

- ① 日本の刑法、不正競争防止法はもとより、国家公務員倫理法・国家公務員倫理規程およびこれらに準じて特殊法人・地方公共団体等の定める倫理関連規程その他公務員等の倫理に関する各国の法令等に違反することとなるような行為を行わず、また、米国海外腐敗行為防止法（Foreign Corrupt Practices Act）、英国贈収賄防止法（Bribery Act 2010）、中国の反不当競争法その他贈収賄の防止またはその処罰を規定する各国の法令等を遵守します。
- ② お取引先様、その他関係先との間で贈答や接待が必要な場合は、上司の承認を得ることを原則とし、公序良俗に違反したり、社会通念・常識を逸脱するような金品・サービスを提供したり、受領したりすることは禁止します。
- ③ 国内外を問わず、官公庁及びこれに類する公的団体の役職員に対しては、不正な贈答、接待、便益の供与、その他の経済的な利益の供与を一切行いません。
- ④ 本ポリシーに反する事態が生じた場合は、速やかに改善のための施策を講じるとともに、関与した役職員を諸規程に基づき適切に処罰します。

3. 具体的行動指針

（1）贈収賄の禁止

ニッケグループは、以下の行為を行いません。

① 公務員等に対する贈賄

国内外を問わず、公務員等の職務行為に影響を与えることを意図し、当該公務員等に直接または間接に、費用の負担を当社グループが行うか役職員自らが行うかに関わらず金銭その他の利益を供与し、約束し、もしくは申し出、またはこれらの行為を従業員等または取引先・関係者が行うことを承認すること。

② 公務員等以外に対する贈賄

国内外を問わず、事業上の便宜の獲得または維持を目的として、他の事業者（法人・自然人

を問わない)の役職員に違法または不当な職務行為を行わせることを意図し、当該役職員に直接または間接に、費用の負担を当社グループが行うか役職員自らが行うかに関わらず金銭その他の利益を供与し、約束し、もしくは申し出、またはこれらの行為に従業員等または取引先・関係者が行うことを承認すること。

③ 収賄

国内外を問わず、事業上の便宜の提供または取引を獲得もしくは維持する目的の対価として、他の事業者や公務員等に対し、金銭その他の利益を要求し、收受を約束し、または收受をすること。

④ 増収賄の幫助・斡旋・謀議参加

贈収賄を幫助し、斡旋し、または贈収賄に関する謀議に参加すること

⑤ 当該国・地域の法令で禁止されていない場合を含め、公務員等による通常の行政サービスにかかる手続きの円滑化のみを目的として支払をすること(「ファシリテーション・ペイメント」)

(2) 記録の保持

ニッケグループ各社は、贈収賄行為が行われていないことを証明できるよう、第三者に対する支払いを含むあらゆる支出について、合理的な詳細さをもって、正確かつ適切に記録します。

3. お取引先様・関係者様に対するお願い

取引先・関係者の皆様におかれましては、ご自身の役職員等に対し、本ポリシーの趣旨を周知・徹底いただきますようお願いいたします。

なお、本ポリシーおよび関連する法令に違反する行為、または違反が疑われる行為を認識された場合は、速やかに取引のある当社グループ各社にご連絡ください。

また、違反行為または違反が疑われる行為に関する当社グループ各社または関係当局による調査には、ご協力いただきますようお願いいたします。

4. 用語の定義

・「公務員等」とは、以下に該当する者をいいます。

- ① 政府または地方公共団体の公務に従事する者
- ② 政府関係機関の事務に従事する者
- ③ 公的な企業の役員・従業員
- ④ 国際機関の公務に従事する者
- ⑤ 政府、地方公共団体、国際機関から権限の委任を受けている者
- ⑥ 政党の役職員
- ⑦ 公職の候補者
- ⑧ 上記①～⑦に準ずる者

・「事業上の便宜」とは、事業を遂行していく上で得られる有形無形の経済的価値その他利益一般をいいます。

・「金銭その他利益」とは、財産上の利益に留まらず、およそ人の需要・欲求を満足させるものをいいます。

・「ファシリテーションペイメント」とは、日常的な行政サービスの手続き円滑化または迅速化のために、公務員等に対して行われる少額の金銭の支払いをいいます。